

太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 22 号

太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、太子町議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反し、議会活動及び議員活動（以下「議会活動等」という。）を行うことができなくなった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年条例第 21 号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町議会の会議等とは次に掲げる会議又は活動をいう。

ア 太子町議会定例会及び臨時会の本会議

イ 太子町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 9 号）に基づき設置された委員会

ウ 太子町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）に基づき設置された全員協議会及び同規則に基づく委員の派遣並びに議員の派遣

(2) 公務上の災害等とは兵庫県町議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年兵庫県町議会議員公務災害補償組合条例第 1 号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議会活動等ができない期間)

第 3 条 議員が自己の都合及び疾病その他により議会活動等ができなくなった場合、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までを議会活動等ができない期間とする。

(議員報酬の減額)

第 4 条 議会活動等ができない期間の議員報酬の支給については、議員報酬条例第 2 条の規定にかかわらず、議会活動等ができない期間に応じて、次の表に定

める減額の割合を議員報酬条例の規定による議員報酬の月額に乗じて得た額を減額する。

議会活動等ができない期間	減額の割合
90日を超え180日以内であるとき	100分の20
180日を超え365日以内であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、議会活動等ができない期間が 90 日を超えた日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間について適用し、当該期間における議員報酬の額は、その減額される月（以下「減額月」という。）の現日数を基礎として日割りにより計算する。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 減額月の初日から末日までの間において議員報酬の減額の割合が異なる場合は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、既に議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため減額して支給することができないときは、翌月の議員報酬から当該減額するべき額を差引いて支給するものとする。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差引いて支給することができないときは、当該減額はなかったものとみなす。

（期末手当の減額）

第 5 条 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前 6 月以内の期間において、前条第 1 項の規定により議員報酬が減額された月がある議員に対する期末手当は、その職に応じた期末手当から、当該期末手当にその減額された割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 基準日の前 6 月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、高い方の割合を適用する。

（適用除外）

第 6 条 次に掲げる事由により議会活動等を引き続き長期間休止したときは、前 2 条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 議員の出産。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は同条第 2 項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間の範囲内とする。

(3) その他議長が認める理由により議会活動ができない場合

（議員報酬の一時差止処分）

第 7 条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留並びに起訴（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除

く。以下同じ。) その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間について、その月の現日数を基礎として日割りにより計算した額の議員報酬の支給を一時差止めるものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の議員報酬の一時差止の際、既に当該議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止ができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止された額を差引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差引いて支給することができないときは、当該一時差止はなかったものとみなす。

(期末手当の一時差止処分)

第8条 基準日の前6月以内の期間において、議員が前条第1項の適用を受けている場合又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を一時差止めるものとする。

- 2 前条又は前項の一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した事由書を交付しなければならない。

(一時差止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 前2条の規定により一時差止されていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第10条 第7条第1項の規定により議員報酬を一時差止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止されていた議員報酬は、支給しない。

- 2 前項の場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、収容された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から釈放された日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの議員報酬は支給しない。

(期末手当の不支給)

第11条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

(減額、一時差止及び不支給の効力)

第12条 この条例の規定により議員報酬等を減額、一時差止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第 13 条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。